



BUREAU  
VERITAS

# 申請書類作成要領（詳細）

## 有機畜産物の生産行程管理者

JCS101-32-2 Ver. 17

# 第一章 生産及び保管に係る施設

## 1. 生産に係る施設(広域図)

▶ 例:

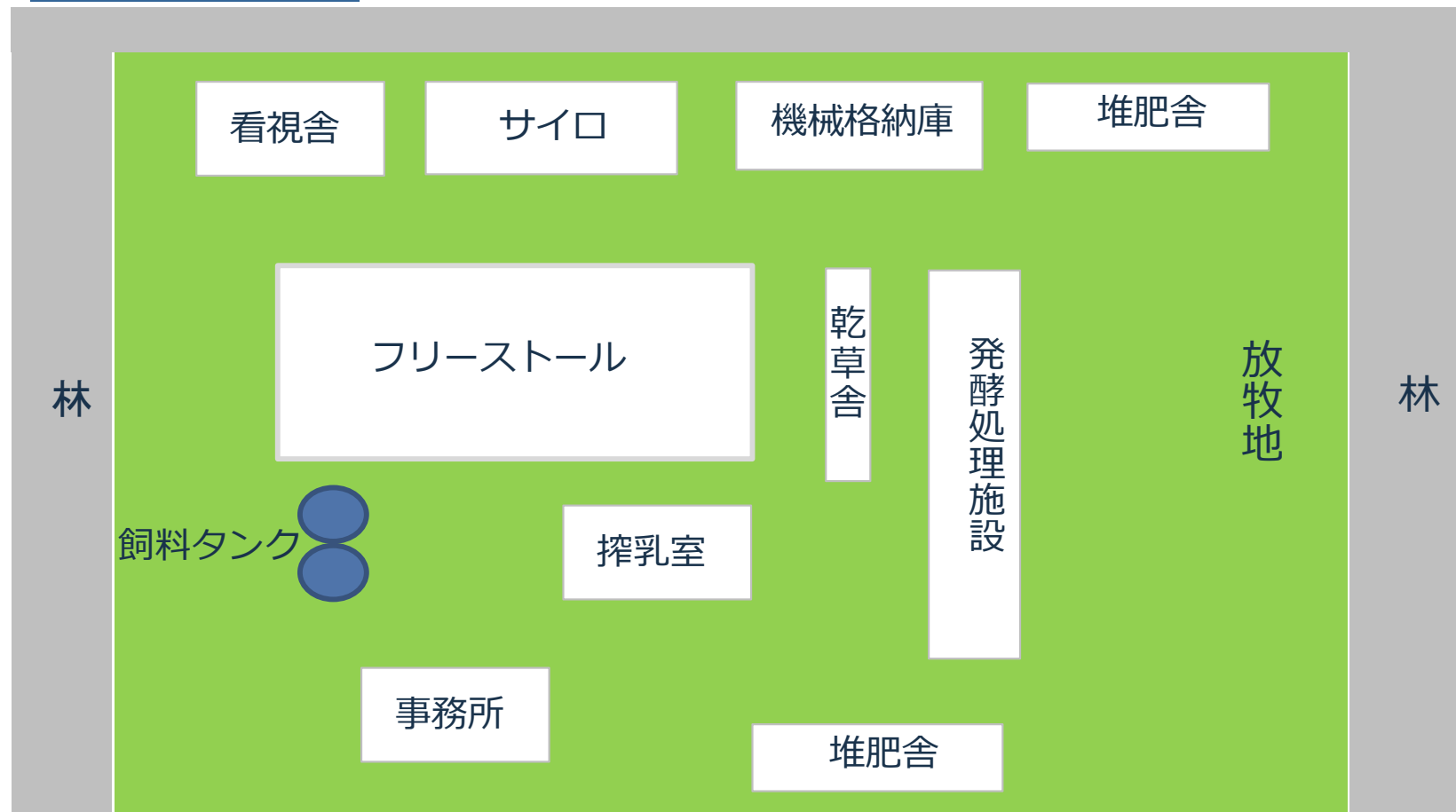
有機JAS製品を生産する上で関係する場所は全て明記する



# 第一章 生産及び保管に係る施設

## 1.生産に係る施設(レイアウト図)

- ▶ 例: 農場全体図(畜舎、野外の飼育場、飼料置き場、排泄物の処理施設)に係る施設のレイアウトを作成する



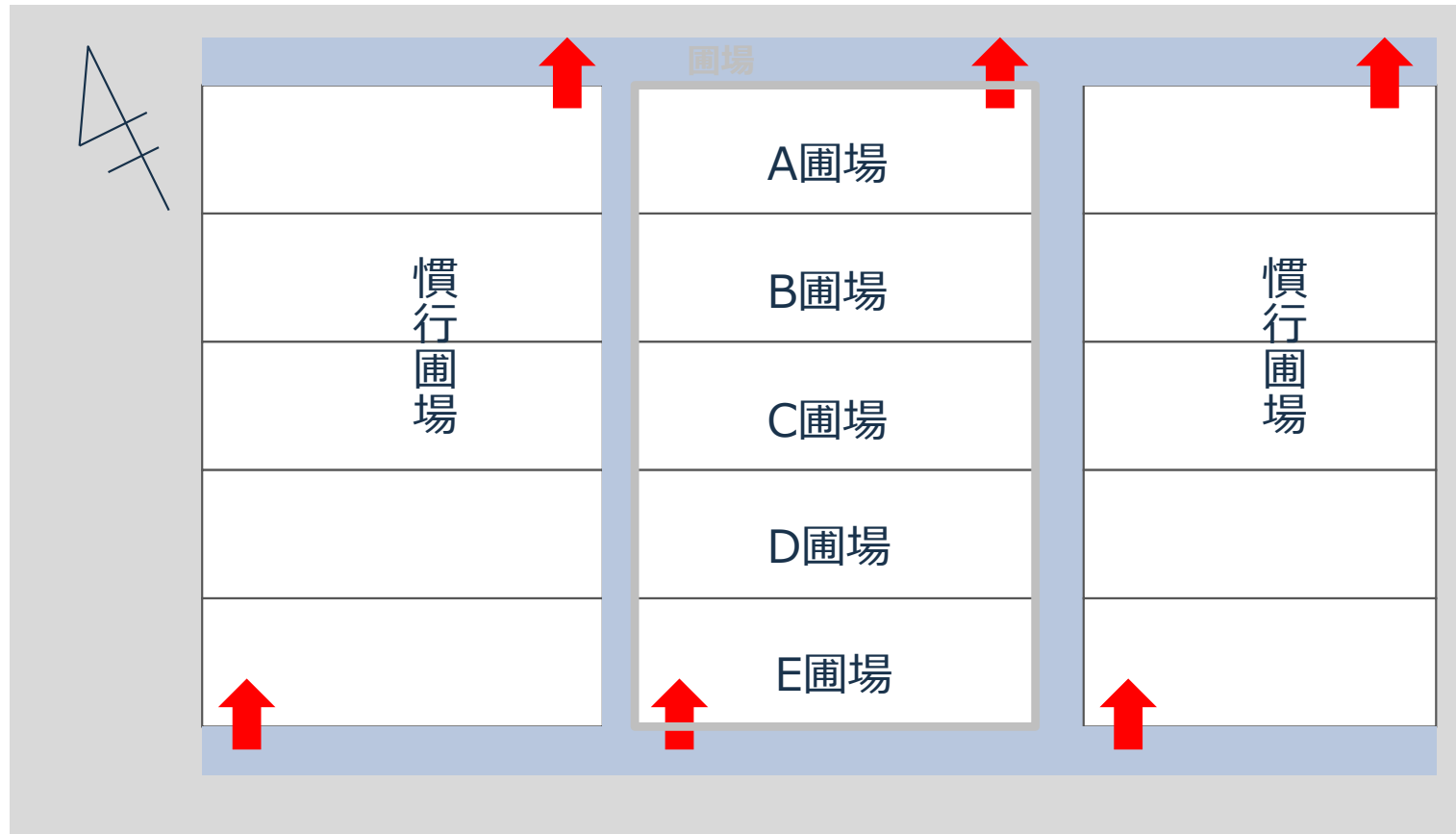
有機畜産物を生産する上で関係する場所は全て明記してください。

その他に

- ・ 畜舎、家禽舎の広さ
- ・ 農器具の保管場所
- ・ 方角、傾斜、風向
- ・ 隣接地の内容

## 1.生産に係る施設(レイアウト図)

生産（圃場、栽培場、保管その他の工程）に係る施設のレイアウトを作成する

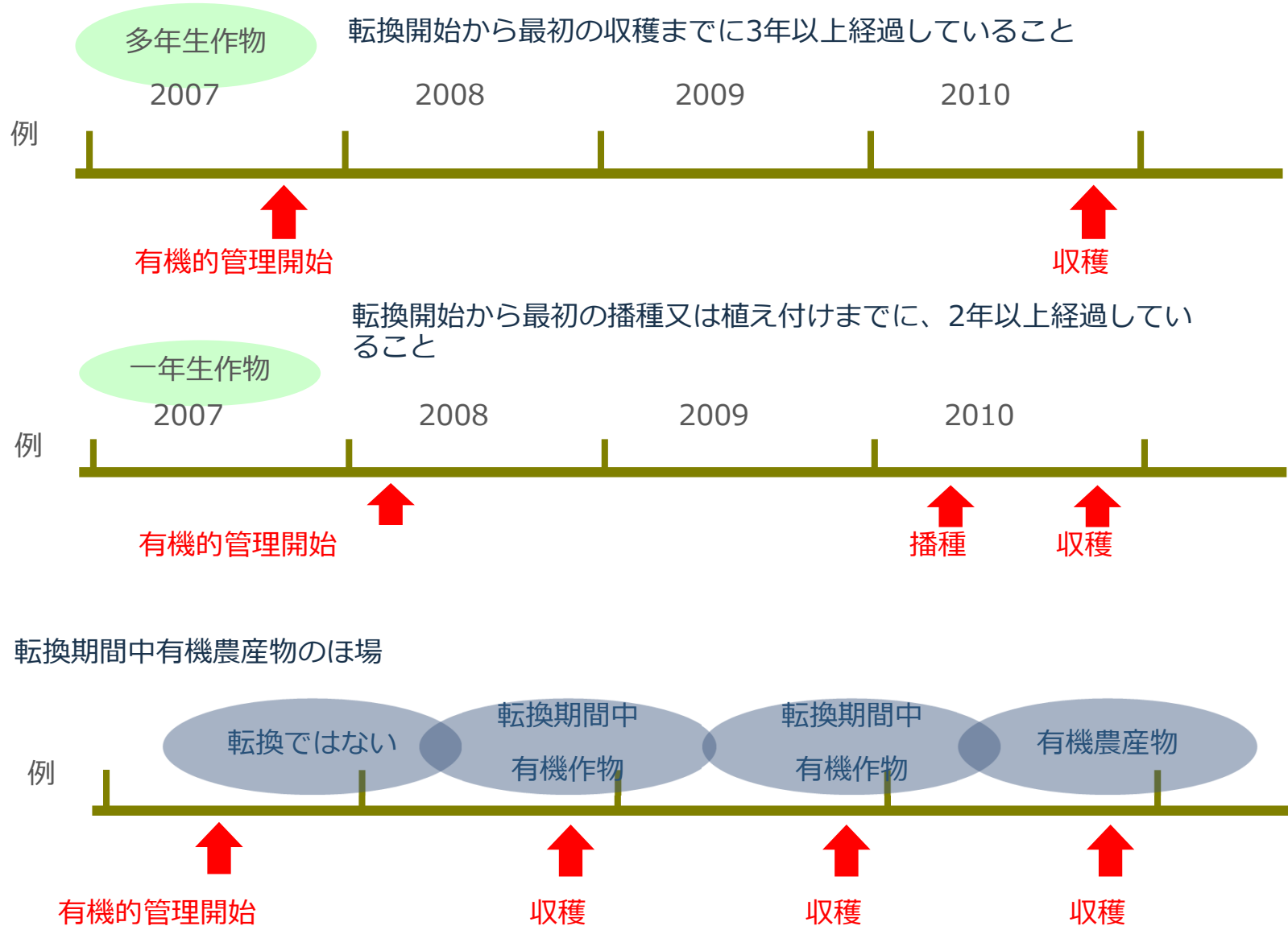


有機JAS製品を生産する上で関係する場所は全て明記してください。

その他に

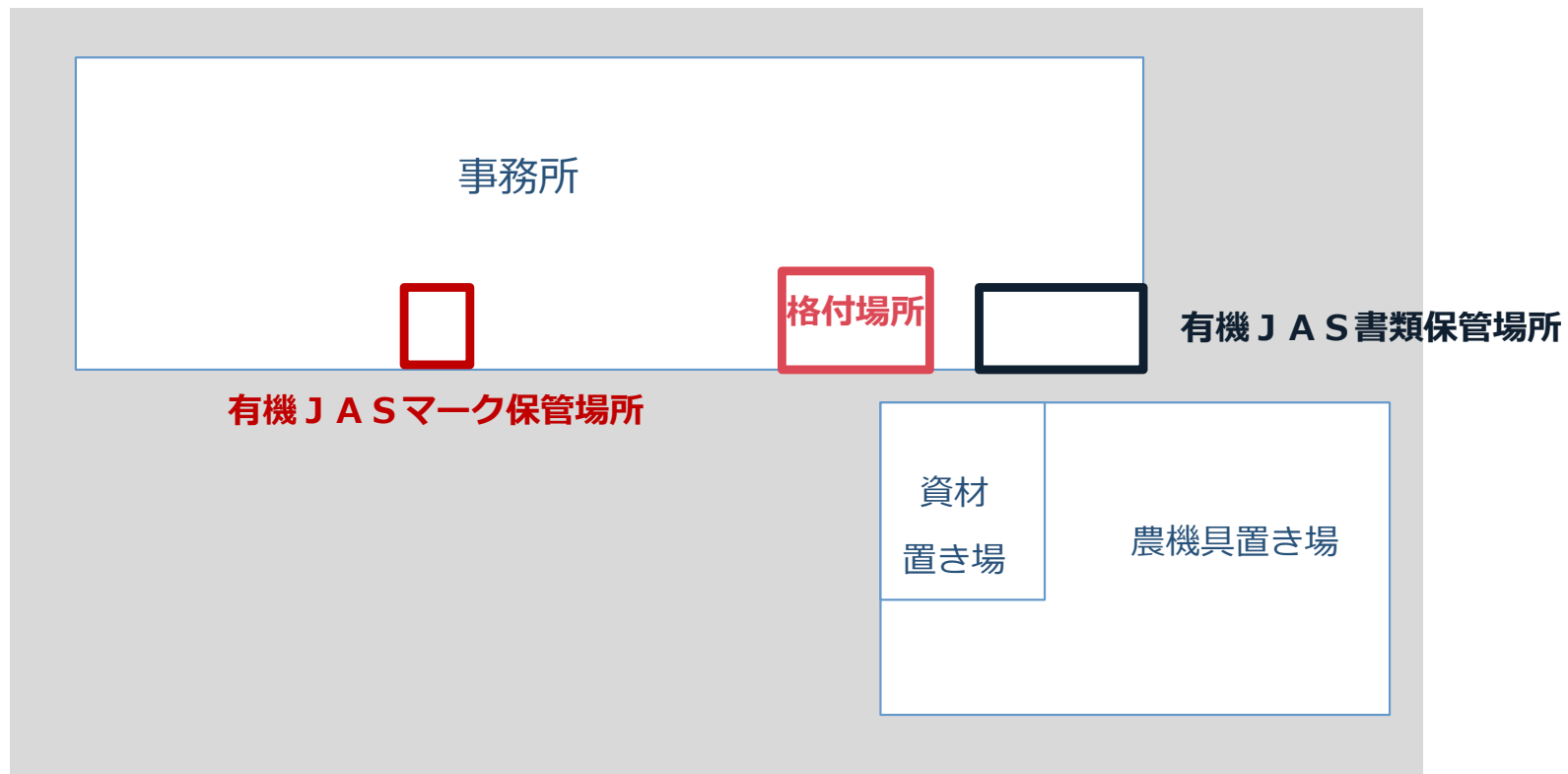
- ・圃場の大きさ
- ・畔道、道路の幅、
- ・方角、傾斜、風向
- ・隣接地の内容

## 1. 圃場の条件



## 1.生産に係る施設(レイアウト図)

生産（と殺、解体、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の工程）に係る施設のレイアウトを作成する

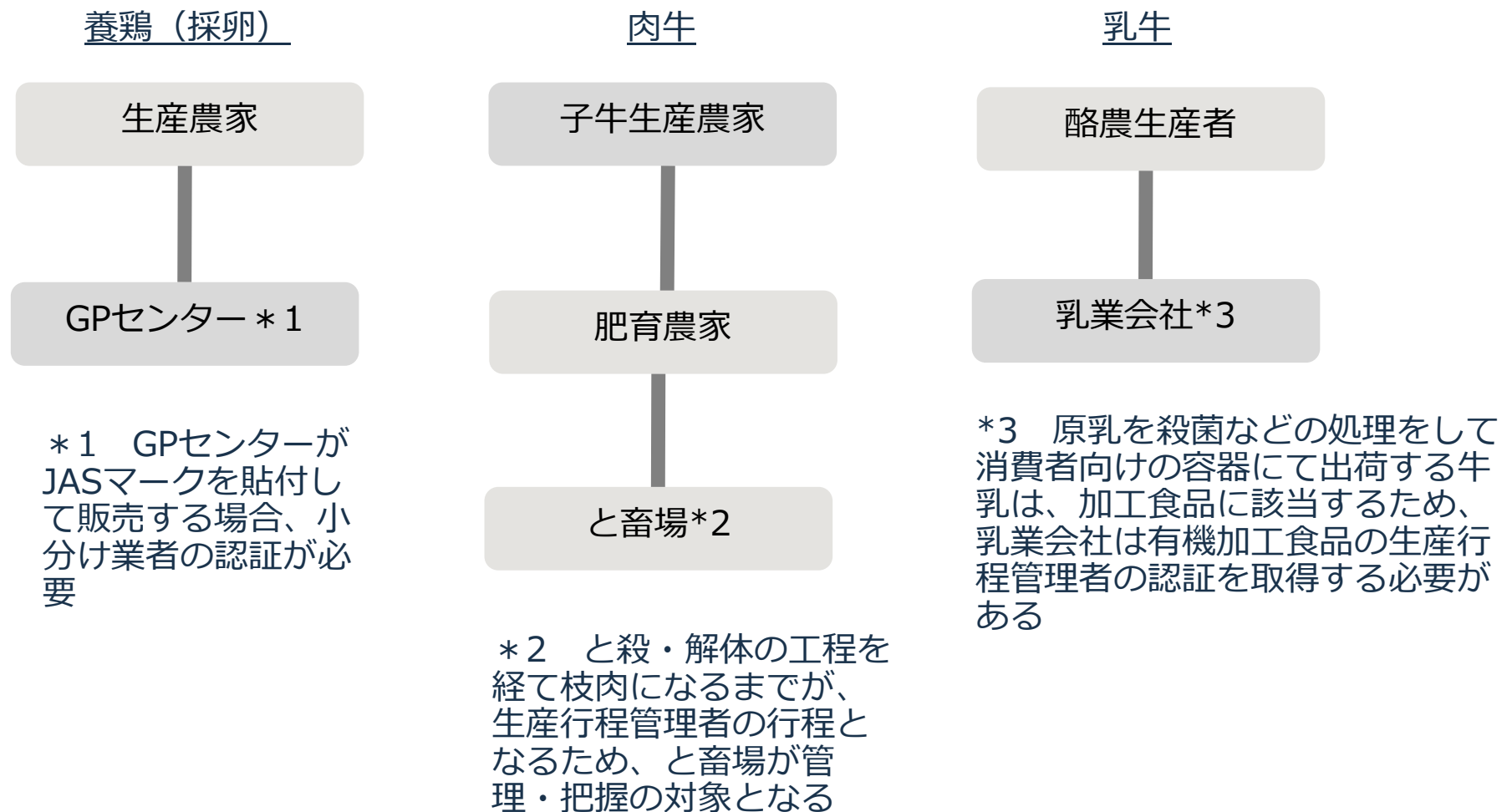


どこで有機のものを取り扱うのか、有機でないものと混合しないよう管理ができるかどうかを示す

## 第二章 生産行程管理の体制と組織

1. 構成員の組織図
2. 組織図
3. 担当者と担当者の資格

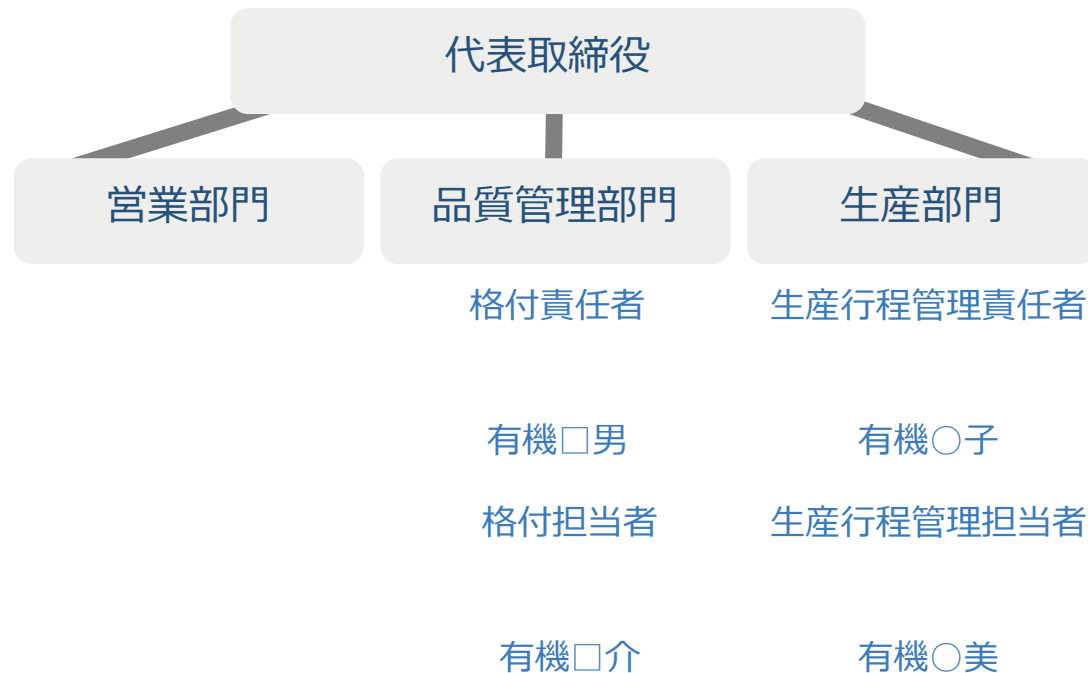
### 構成員の組織図を作成する



1. 構成員の組織図
2. 組織図
3. 担当者と担当者の資格

### 組織図を作成する

例：



格付の業務の趣旨から考えて、生産と営業から独立した立場の第三者的部門の者が格付担当者になるよう考慮することが望ましい。

## 第二章 生産行程管理の体制と組織

### 1. 構成員の組織図 2. 組織図 3. 担当者と担当者の資格

生産行程管理責任者

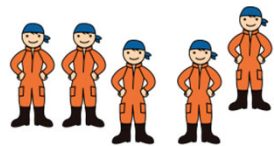


講習会を受講・修了  
する義務

+

- ① 大学で畜産に関する授業科目の単位を取得して卒業したもので、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する調査研究・指導経験が**1年**以上あるもの。
- ② 高校を卒業したもので、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する調査研究・指導経験が**2年**以上あるもの。
- ③ 畜産物の生産又は畜産物の生産に関する調査研究・指導経験が**3年**以上あるもの。

生産行程管理担当者



- ① 大学で畜産物生産に関する授業科目の単位を取得して卒業したもので、畜産物生産又は農業生産に関する調査研究・指導経験が**1年**以上あるもの。
- ② 高校を卒業したもので、畜産物生産又は畜産物生産に関する調査研究・指導経験が**2年**以上あるもの。
- ③ 畜産物生産又は畜産物生産に関する調査研究・指導経験が**3年**以上あるもの。

格付責任者



講習会を受講・修了  
する義務

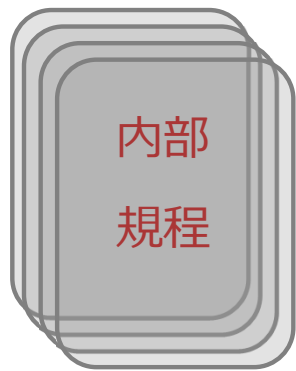
+

- ① 大学で畜産物生産に関する授業科目の単位を取得して卒業したもので、畜産物生産又は畜産物生産に関する調査研究・指導経験が**1年**以上あるもの。
- ② 高校を卒業したもので、畜産物生産又は畜産物生産に関する調査研究・指導経験が**2年**以上あるもの。
- ③ 畜産物生産又は畜産物生産に関する調査研究・指導経験が**3年**以上あるもの。

格付担当者



具体的かつ体系的に整備していることとは

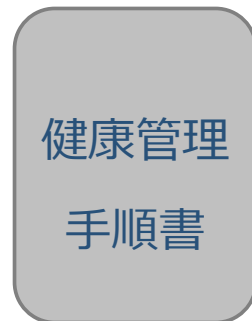


具体的とは？

一般的な業務ではなく、貴社の有機商品ごとの業務に即した内容であること。

体系的とは？

内部規程やその下位文書の関連が明確であること。



など

### 生産者が整備しておくべき文書

内容	付属文書
生産行程管理者の職務内容	
畜舎又は家きん舎及び野外の飼育場の管理	畜舎、家禽舎清掃・消毒手順
飼養の対象とする家畜及び家禽の入手	入手手順書
飼養の対象とする家畜及び家禽の個体又は群ごとの識別	
飼料の入手又は生産	種子種苗一覧*、給餌飼料一覧*、飼料の生産日誌、使用資材一覧*、入手手順
飼料の給与	飼料給与手順書、給餌日誌
家畜又は家禽の健康管理	動物用医薬品一覧*、健康管理手順書
野外の飼育場への放牧	放牧、野外の飼育場の出入りの手順

●\* 弊社書式があるもの

### 生産者が整備しておくべき文書

内容	付属文書
家畜又は家禽に対する安全、健康、識別又は去勢のための外科的処置	処置手順
人工照明による日長の延長	
繁殖方法	
家畜又は家禽の排泄物の管理	排泄物の処理手順書
家畜又は家禽の輸送	輸送手順書
搾乳に関する事項	搾乳手順書、洗浄手順、使用資材一覧*
生産に使用する機械及び器具	洗浄方法、使用資材一覧*
と殺、解体、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理	家畜又は家禽のと殺手順書、使用資材一覧*

### 生産者が整備しておくべき文書

内容	付属文書
年間計画の策定と認証機関への通知	年間計画
認証機関による確認	
外注に関する管理	外注管理手順書
異常時又は第3者からの苦情に関する処置又は指導	事故対策手順書・危機管理 手順書、クレーム処理手順 書
内部規程の見直しに関する事項	見直し手順
内部規程の周知徹底	従業員教育手順

## 1. 生産行程管理者の職務

生産者が整備しておくべき文書

### 内部規程を作成する

生産行程管理者の職務内容	
外注に関する管理	外注管理手順書
異常時又は第3者からの苦情に関する処置又は指導	事故対策手順書・危機管理手順書、クレーム処理手順書

#### ①生産行程の管理

- 生産行程管理責任者の責任の下、有機畜産物の生産の計画が立案されているように定められ、実際に年間の計画や生産に関する作業指示等を文書で作成する。

#### ②外注に関する管理又は把握

- 有機認証で使用される外注とは「認証取得会社とは別会社であるが、格付行為が行われない生産の一部を委託する」ことを指し、その外注選定基準、外注内容、手続き等の管理また把握に関する内容を文章で作成する。

#### ③異常時又は第3者からの苦情に関する処置又は指導

- 生産行程管理責任者は、有機畜産物の生産中に何か異常が起きた際及び第3者から有機畜産物の適合性に関して苦情が起きた際に、その内容を把握し、処置を行う体制を整えておくことが要求される。

## 2. 畜舎又は家禽舎及び野外の飼育場に関する事項

### 内部規程を作成する

- 生産者が整備しておくべき文書

#### 畜舎又は家きん舎及び野外の飼育場の管理

畜舎・家禽舎清掃・消毒手順、  
圃場履歴

#### ア. 畜舎の条件

- 飼料・水：家畜が飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること

- 飼養環境：適度な温度、湿度、通風、換気及び太陽光による明るさが保たれる頑丈な構造であること。
  - 床が平坦かつ滑らない構造であること。
  - 壁や床に、けがの原因となるような突起物がないこと。
  - 家畜が横臥することができる敷料を敷いた状態又は上の状態の清潔で乾いた床面を有すること。

#### イ. 家禽舎の条件

- 飼料・水：家禽が飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること
- 飼養環境：適度な温度、湿度、通風、換気及び太陽光による明るさが保たれる頑丈な構造であること。
  - 種の特性及び特性及び群の大きさに応じて適切な止まり木等の休息場所及び十分な大きさの出入口を有すること。

#### 共通

- 衛生管理：清掃及び消毒に必要な器具又は設備が備えられており、適切に清掃及び消毒されていること。

#### 管理内容

- 畜房 1 つあたりの飼養頭数 ・ 畜舎・家禽舎清掃・消毒手順書（使用する薬剤リストを含む）

- 1 日の給餌時期、給水施設のスクリュー入りの時期

## 2. 畜舎又は家禽舎及び野外の飼育場に関する事項

### 内部規程を作成する

生産者が整備しておくべき文書

#### ウ. 野外の飼育場の条件

周辺環境：周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること。

遺伝子組換え種子の禁止：組換えDNA技術を用いて生産された種苗が播種又は植え付けされていないこと。

その他：・家畜又は家禽が畜舎又は家禽舎に自由に入出りできない場合は、過度の雨、風、日光及び気温を避けることのできる施設を有していること。

・放牧地の状況、畜種、年齢等に応じて捕食者の侵入等についての対策を講じていること

#### 野外の飼育場の管理

- ・周辺環境から使用禁止資材が飛来しないことがわかる施設レイアウトを準備する
- ・採草地・牧草地に播種する種のNon-GMO証明書を手する
- ・使用資材は資材一覧に使用目的、使用頻度を記載し、資材の使用を記録する
- ・家畜又は家禽が、畜舎又は家禽舎に自由に入出りできない構造である場合の避難施設の設定
- ・栽培品種、肥料・農薬等使用記録が記載されている圃場ごとの履歴を作成する

### 3. 飼養の対象とする家畜又は家禽の入手に関する事項

#### 内部規程を作成する

生産者が整備しておくべき文書

<b>飼養の対象とする家畜又は家禽の入手に関する事項</b>
--------------------------------

入手手順
------

#### 規程作成のステップ

- ① まず、飼養の対象となる子牛、子豚が出生前に6ヶ月以上有機飼養された母親の子供であり、出生のときから有機飼養されたものであること。家禽にあたっては、孵化のときから有機飼養されていることを確認する。
- ② 新たに有機畜産を開始する場合、外部から導入する場合の手順を決める。

## 3. 飼養の対象とする家畜又は家禽の個体又は群ごとの識別に関する事項

### 内部規程を作成する

生産者が整備しておくべき文書

#### 飼養の対象とする家畜又は家禽の個体又は群ごとの識別に関する事項

飼育管理台帳

格付検査を行う際に荷口（ロット）ごとに検査をする必要があるため、飼養の段階から管理の単位を決める。

- ① 管理の単位をどのような単位にするか。
- ② 移動、飼料、健康管理などの記録の単位をどのようにするか。またそれぞれの記録様式はどのようにするか。
- ③ 管理責任者はだれか。
- ④ 同一農場内で有機飼育とそうでない飼育の両方がある場合には、有機飼育されている家畜又は家禽を物理的な方法などで分けして飼育する方法を決定する。
- ⑤ 野生動物と接触する恐れがある場合は放牧柵などをしようする等の対策を決定する。

#### 家畜・家禽の種類別管理方法

##### 牛・馬

個体別にどのような飼料を食べ、どこで育ち、どのような健康管理を受けてきたのかを把握できる記録を作成する

##### それ以外の家畜

生産者の管理単位で把握できる記録を作成する。ただし豚の場合、個々の豚の豚部屋の移動履歴が把握できる記録を作成する

##### 家禽

管理しやすい単位を設定し飼養記録を作成する。

## 3. 飼料の入手又は生産に関する事項

### 内部規程を作成する

生産者が整備しておくべき文書

#### 飼料の入手又は生産に関する事項

種子種苗一覧\*、給餌飼料一覧\*、  
飼料の生産日誌、使用資材一覧\*、  
入手手順

有機の家畜又は家禽を飼養する前に、有機飼料の入手又は生産をする必要がある。

飼料の入手については、入手先（有機JASマークつきの飼料を納品できる購入先など）を検討する。

#### 規程作成のステップ

- ① 飼料給与プログラムを作成する。
- ② プログラムの中で記載された各飼料について、購入飼料か、自家生産飼料であることを明示する。
- ③ 自家生産飼料の場合は、生産圃場を明確にし、それが有機の基準を満たすことを証明できる管理記録を準備する。
- ④ 購入飼料の場合は、購入先を明確にし、JASマークつきのものである証明として生産者等の有機JAS認証書及び年次調査完了通知を入手する。
- ⑤ 有機でないが給与可能な飼料を購入する場合は、遺伝子組換えでない旨（Non-GMO）の証明書を手入する。

## 6. 飼料の給与に関する事項

### 内部規程を作成する

生産者が整備しておくべき文書

<b>飼料の給与に関する事項</b>	飼料給与手順書、給餌日誌
--------------------	--------------

JAS規格を満たした給与体系であることを規程し、出荷される家畜、家禽が何を食べてきたのかさかのぼれるように管理する。

#### 規程作成のステップ

- ① 自給飼料、粗飼料比率、有機飼料の取り扱いのできる取引先の確保を行いう。
- ② ほ育期、育成期、肥育の最終段階、それ以外の時期の飼料給与マニュアルを作成する。
- ③ 飼料給与マニュアルに基づき給与したことを記録に残す。

#### JAS規格を満たしていることを証明する記録

事項	証明となる記録の例
自家生産飼料の有機の根拠	Non-GMO証明書、飼料の生産日誌、飼料の格付記録
購入飼料の有機の根拠	飼料に付されたJASマーク、購入伝票
非有機飼料の根拠	Non-GMOの証明書、放射線照射未実施の証明
実際の使用	給餌プログラム、給餌日誌

## 第三章 内部規程

- 7. 家畜又は家禽の健康管理に関する事項
- 8. 野外の飼育場への放牧に関する事項

生産者が整備しておくべき文書

### 内部規程を作成する

#### 家畜又は家禽の健康管理に関する事項

動物用医薬品一覧\*、健康管理手順書

家畜、家禽が病気になった場合は、必要に応じて隔離し、迅速に治療をすること。  
この場合において、家畜、家禽が不必要に苦しむことのないよう治療や処置を行うこと。

##### 規程作成のステップ

- ① 動物用医薬品の使用を最低限に使用する方策を検討する。
- ② 担当獣医師を明確にする。
- ③ 使用する予定の動物用医薬品をリストアップし、動物用医薬品一覧に記載する。

##### 記録の例

- ・ 獣医師の診断書、指示書の類
- ・ 動物用医薬品の使用記録

#### 野外の飼育場への放牧に関する事項

放牧、野外の飼育場の出入りの手順

JAS規格に基づき、放牧、野外の飼育場への出入りについて、どのように行うのかを規程する。

##### 規程作成のステップ

- ① 野外の飼育場の基準が別表6の基準を満たしていることを確認する。
- ② 家畜、家禽を野外の飼育場へ放牧することが困難な場合、その期間を設定し理由を決める。

##### 記録の例

- ・ 野外の飼育場の移動記録

## 第三章 内部規程

- 9. 家畜又は家禽に対する安全、健康、識別又は去勢のための外科的処置に関する事項
- 10. 人工照明による日長の延長に関する事項
- 11. 繁殖方法に関する事項

### 内部規程を作成する

生産者が整備しておくべき文書

家畜又は家禽に対する安全、健康、識別又は去勢のための外科的処置に関する事項	処置手順
人工照明による日長の延長に関する事項	
繁殖方法に関する事項	繁殖手順

#### ①家畜又は家禽に対する安全、健康、識別又は去勢のための外科的処置に関する事項

・どのような処置をするか、その時期、方法を明確にし、規程に準拠した方法で処置を実施したことを記録する様式を作成する。

#### ②人工照明による日長の延長に関する事項

- ①日長の延長を行うかどうかを検討する。
- ②日長を何時間で管理をするのかを規程する。
- ③記録様式を作成する。

#### ③繁殖方法に関する事項

・受精卵移植技術、ホルモンを用いた繁殖技術、組換えDNAを用いた繁殖技術を使用しないことを規程する。

## 第三章 内部規程

- 12. 家畜又は家禽の排泄物の管理に関する事項
- 13. 家畜又は家禽の輸送に関する事項
- 14. 搾乳に関する事項

生産者が整備しておくべき文書

### 内部規程を作成する

家畜又は家禽の排泄物の管理に関する事項	糞尿処理記録、使用資材一覧
家畜又は家禽の輸送に関する事項	輸送手順
搾乳に関する事項	搾乳手順、薬剤リスト、記録様式

#### ①家畜又は家禽の排泄物の管理に関する事項

家畜排せつ物法に基づき実施している内容を規程に盛り込む。

#### ②家畜又は家禽の輸送に関する事項

家畜又は家禽の輸送にあたっては、電気刺激又は精神安定剤を使用せずに使用しないこととあります。規程には、農場からと畜場までの距離と時間、輸送の方法、輸送時に電気刺激又は精神安定剤を使用しないことの宣言、その他家畜の福祉に配慮した特別な方法

#### ③搾乳に関する事項

搾乳に関する手順書を作成する。

#### 記録の例

- ・乳頭の洗浄及び消毒に用いる薬剤のリスト
- ・施設及び器具の洗浄記録用紙、使用する薬剤のリスト
- ・搾乳の時間、搾乳の実施記録用紙

## 15. 生産に使用する機械及び器具に関する事項

## 16. と殺、解体、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係わる管理に関する事項

生産者が整備しておくべき文書

### 内部規程を作成する

生産に使用する機械及び器具に関する事項	洗浄方法、資材一覧、機械及び器具の一覧*
と殺、解体、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係わる管理に関する事項	家畜又は家禽のと殺手順書、使用資材一覧*

#### ①生産に使用する機械及び器具に関する事項

##### 規程作成のステップ

- ① まず、有機で使用する機械器具をリストアップし、それが有機専用であるのか非有機との併用であるかどうかを確認する。
- ② 併用である場合は、非有機の土・収穫物などが混合しないようにどのような対策を取るか清掃・洗浄等のルールを決める。
- ③ また有機の使用禁止資材を同時に保管等している場合、これらによる汚染を防止するよう、ルールを決める

#### ②と畜、解体、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係わる管理に関する事項

##### と畜

- どのような方法でと殺を行うかを規程する。

##### 解体

- 農場の出荷からJASマークを貼る畜産物になるまでの工程を決め、衛生管理、防虫防鼠管理、混合防止策などの手順書を作成する。

# 第三章 内部規程

- 17. 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関への通知に関する事項
- 18. 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
- 19. 文書の管理に関する事項 20. 内部規程の見直しに関する事項 21. 従業員の教育に関する事項

生産者が整備しておくべき文書

## 内部規程を作成する

年間計画の策定と認証機関への通知	年間計画
認証機関による確認	
文書の管理に関する事項	文書管理手順
内部規程の見直しに関する事項	見直し手順
内部規程の周知徹底	従業員教育手順

### ①年間計画の作成と登録認証機関への通知に関する事項

- 年間計画をいつ誰が作成するかを明確にし、作成した年間計画を登録認証機関に通知する旨を記載する。

### ②生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

- 定期的な確認については年次調査に協力する旨の明記が必要。

### ③文書の管理に関する事項

- 作成する記録名、根拠書類名を明らかにする必要がある。
- 文書保管期間は出荷の日から1年以上となっていますが、業種/業態/製品の賞味期限等に合わせて保管期間を設定する。

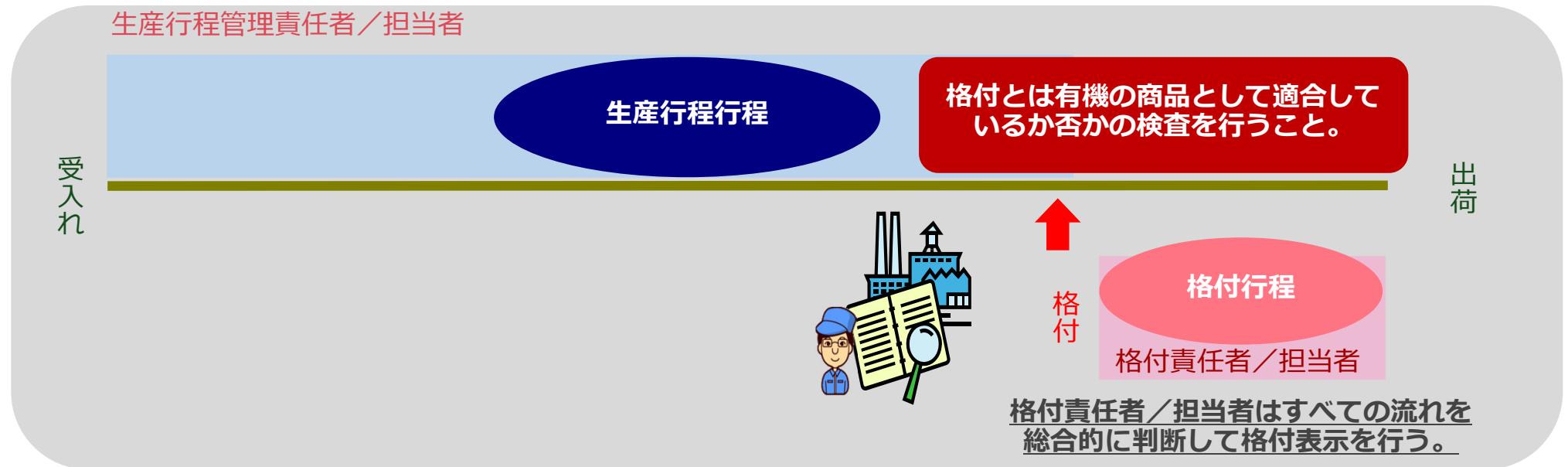
### ④内部規程の見直しに関する事項

- 時期や期間の決まりは特にはないが、1年に1回以上の見直しをすることが望ましい。いつ、どのように、誰が実施するのかを明記しておく必要がある。
- 見直しを行った際には、改訂履歴などを作成し、旧版と新版の速やかな差し替えが必要になる。

### ⑤内部規程の周知徹底

- 内部規程の文書を配布するだけでなく、現場に即して繰り返し伝達し、従業員への浸透状況を確認する必要がある。
- 組織内部の教育・訓練をどのように行うのかを計画し、記録に留めておく必要がある。

# 第四章 格付規程



製造業者が整備しておくべき文書

内容	付属文書
生産行程の検査に関する事項	格付手順書、格付検査表
格付の表示に関する事項	格付の表示手順書、JASマーク受入台帳
格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項	出荷又は処分の手順書
記録の作成及び保存に関する事項	
認証機関による確認	

## 第四章 格付規程

1. 生産行程についての検査に関する事項
2. 格付の表示に関する事項

### 格付規程を作成する

生産者が整備しておくべき文書

生産行程の検査に関する事項	格付手順書、格付検査表
格付の表示に関する事項	格付の表示手順書、JASマーク受入台帳

#### ①生産行程の検査に関する事項

- 格付する製品は、ひとつの生産ロット終了ごとに実施する。そのロットに関して、生産行程管理記録が最後まで記載されているかを確認する。
- 格付検査時に求められている記録は
  - ① 飼育場の所在地及び面積
  - ② 使用した農薬等資材の名称及び使用量
  - ③ 使用した機械及び器具の名称及び管理方法
  - ④ 生産に使用した家畜又は家禽の由来
  - ⑤ 個体又は群別の使用履歴
  - ⑥ 排泄物の管理方法
  - ⑦ 家畜又は家禽の輸送方法
  - ⑧ 搾乳又は採卵の方法
  - ⑨ と殺、解体、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係わる管理方法

#### ②格付の表示に関する事項

- 「格付の表示」 = 有機JASマーク であり、マークの貼付や名称などの表示が適切かどうかを確認する内容を記載します（版下の段階で確認する）。
- ラベル更新時の、旧ラベル破棄についての手順についても記載をします。

## 第四章 格付規程

3. 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
4. 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
5. 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

生産者が整備しておくべき文書

### 格付規程を作成する

格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項	出荷又は処分の手順書
記録の作成及び保存に関する事項	
認証機関による確認	

#### ①格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項

- 格付の終了と出荷は密接に係るので、出荷可能の指示についてだれが、だれにどのように出すのか決める必要がある。
- 同時に、格付後に有機農産物として不適合となった場合（例えば、格付した製品の保管中に使用禁止資材と接触させてしまった場合など）にはその処分方法を記載する必要がある。処分方法も一般品への転用か破棄かなど具体的な内容を明記する。
- 出荷までに期間を要した場合には、出荷前に保管状況の確認を行う必要がある。

#### ②記録の作成及び保存に関する事項

- 「記録」 = 生産行程の検査の記録（格付検査表）に検査を行った日、担当者名が記録されるようにする。
- 記録の保管については、生産行程の管理記録の保管期間に準じた期間とするのが適切である。

#### ③格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

- 格付業務が適切に行われているか⇒年次調査で生産行程の検査方法などを確認する。
- 格付数量を把握⇒認証事業者は各年度（4月1日～3月31日）における格付数量を6月末までに認証機関に報告しなければならない。

## 6. 名称の表示、原材料名の表示

### 日本農林規格第5条 有機畜産物

#### 名称の表示

- ① 有機畜産物
- ② 有機畜産物〇〇又は〇〇（有機畜産物）
- ③ 有機畜産〇〇又は〇〇（有機畜産）
- ④ 有機〇〇又は〇〇有機
- ⑤ オーガニック〇〇又は〇〇オーガニック

認証番号：MPJP1000

#### 飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法別記様式4



- ① Aは、5mm以上とする。
- ② Bは、Aの2倍とし、DはCの3/10とする。
- ③ EはDと同じ。
- ④ 色については決まりはない。
- ⑤ JASマーク・認証機関名・認証番号は必須